

### 3. 保育所民営化計画

#### (1) 保育所民営化の背景と目的

##### 1) 保育所民営化の背景

待機児童の解消をはじめとした子育て支援の充実が求められる中、国及び地方自治体の財政状況は逼迫しており、多くの地方自治体で保育サービスの充実が課題となっている。一方、出生率の低下に伴う人口構造のアンバランス、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加・多様化等、子どもや子育て環境が大きく変化する中で、親や行政だけでなく、民間資源を積極的に活用していくなど、改めて社会全体で子育てを支援していく必要性が叫ばれている。そうした動向等を踏まえ、近年では多くの自治体で公立保育所の民営化が進められている。以下に保育所民営化をめぐる背景等を整理する。

##### ①全国的な保育所運営の潮流について

###### <児童福祉法の制定に伴う行政の責務としての保育所整備（行政の担う役割の変化）>

児童福祉法は日本の保育制度の根幹をなす法律であり、1947年に制定されている。同法 24 条において、『保育に欠ける児童』に対する市町村の保育の実施義務が規定されている。これは即ち、義務の遂行にあたっては市町村自らの判断によって保育所を整備することが要請されていることを意味している。

翌 1948 年には児童福祉施設最低基準が定められており、行政の責務に応える形で地方自治体による保育所整備が積極的に進められた。その後、児童福祉施設最低基準は数回の改正を経て、現在の保育所設置基準に至っている。

なお、平成 9 年には児童福祉法が大幅に改正され、それまでの“市町村の措置（行政処分）に基づく入所の仕組み”を“保育所に関する情報の提供に基づき、保護者が希望する保育所を選択できる仕組み”に改めており、『措置制度 ⇒ 選択利用制度』へと転換が図られている。

また、保育行政はこれまで『保育に欠ける児童』に対する措置として行われてきたが、平成 27 年 4 月よりはじまった子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性の有無と年齢により区分を認定し、その区分に応じてそれぞれのニーズに合った施設や事業を利用する形に改められている。即ち、『保育に欠ける ⇒ 保育を必要とする』へと変更されるなど、保育行政の大きな改革が行われている。

保育を提供する義務が市町村にあること自体は変わっていないものの、保育所整備を全て行政の責務として担うという考え方から脱却し、多様なニーズに応じた選択肢を設けていくことが求められてきていると言える。

###### <国における公立保育所負担金の一般財源化>

公立保育所は地方自治体が自らその責任に基づいて設置しているものである。我が国全体の財政状況が一層厳しさを増す中、小泉政権下において「国と地方の税財政改革（三

位一体改革)」が打ち出されることとなり、その趣旨に基づく形で平成16年度より公立保育所の運営費負担金が一般財源化されることとなった。自治体の財政状況が益々厳しさを増す中、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われることにより、従来まで確実に確保されてきた予算を、将来に渡り担保していくことが困難な状況となっている。

そうした中、人口の少ない自治体をはじめ、多くの自治体でこれまでの負担金並の財源を確保できない状況がみられ、自治体ごとの体力格差や住民サービス格差等が広がることが懸念されている。

加えて、平成18年度以降、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は完全に交付金の対象外になっており、地方公共団体の一般財源から支出されている。そのため「私立保育所」では施設整備に対する手厚い支援が受けられるのに対し、「公立保育所」では一般財源から捻出しなければならず、厳しい市町村財政の中で施設の更新が進まないといった事例も多く見受けられる。

#### <要件緩和等による民間が参入しやすい条件整備>

平成9年の児童福祉法改正に伴い、保育所の入所が措置から選択性へ転換された。そうした中、子育てニーズの多様化に対応していくため、公立保育所の運営、役割を見直し、民間活力の導入や民間活力による保育事業の拡充を図る動きが活発化している。こうした時代の潮流と呼応する形で、近年では、各種法制度も見直しが行われ、民間が参入しやすい条件も整ってきている。

従来、保育所の運営委託先は社会福祉法人のみに限定されてきたが、平成13年度には「公立保育所の運営委託に関わる主体制限」が撤廃されている。これにより、自治体や社会福祉法人にしかできなかった認可保育所の運営に、株式会社やNPO法人、一定の条件を具備した個人等の参入（委託）が可能となっている。

また、平成15年6月には、地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について「指定管理者制度」が導入された。これにより、全国的に保育所公設民営化に向けた取り組みが活発化している状況にある。

さらに、これまで保育所設置認可要件では、不動産（土地及び建物）については「自己所有」となっており、民間参入にあたっての高いハードルとなっていた。しかしながら、国においては、保育所の緊急整備が求められている状況を鑑み、平成16年5月より、「貸与」が可能になるなど要件緩和を図っている。これにより、民間の参入がかなり容易になっている。

この様に保育を取り巻く動きが近年大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が保育所の民営化に着手しており、県内においても現在多くの自治体が保育所民営化を進めている状況にある。

## ②沖縄県における保育所整備の経緯

1947年に日本本土で児童福祉法が制定されたのと時を同じくして、沖縄県においても児童福祉対策についての世論が喚起されることとなった。しかしながら、当時、保育の場といえるものは、救貧的色彩の強い託児所のみであった。その後、1952年には、当時の琉球政府が沖縄独自の児童福祉法の立案を開始し、本土の児童福祉法制定に遅れること6年、1953年10月に沖縄独自の児童福祉法が制定されている。この法律は日本法を基本としつつ、できるだけ沖縄の諸制度や社会的状況などに合うよう修正が加えられたものであった。さらに、その後、保育内容の充実を図るため、本土にならって「児童福祉施設最低基準」を制定・公布している。その内容は厚生省令とほぼ同じであったが、当時の沖縄の状況からすればかなり厳しい基準であった。

その後、高度成長期末期にあたる復帰前後にかけて、日本の法制度の適用、社会経済状況の大きな変化等がみられ、保育サービスに対する社会的要請も高まることとなり、この時期に各自治体で公立保育所を中心に認可保育所の整備が進められた。この様に沖縄県にあっては、本土の保育行政とは事情を異にする状況で保育行政が進められてきた経緯がある。今帰仁村の保育所整備の経緯をみると、復帰時から1980年にかけて村立保育所が集中的に整備されている。当時は、民間に十分な力が無く、保育所運営に向けた各種制約（条件）をクリアすることが困難であったため、公的役割としての保育所運営事業参入が不可欠な情勢にあった。

その後においては、復帰特別措置による補助率引き上げや、民間サイドの体力向上もあり、県内においても民間の認可保育所（私立保育所）が飛躍的に増加している。一方、今帰仁村においては、認可保育所の新規整備は図られず、待機児童の受け皿を認可外保育施設が担う状況も見受けられた。

そうした中、本村の保育所については、古いもので築後43年が経過しており、コンクリートも剥落がみられる状況にある。先に示したように、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は一般財源から捻出しなければならず、全ての認可保育所が村立保育所である本村では、厳しい財政の中で施設の老朽化への対応が課題となっている。そのため、子ども達の安全確保を図る意味でも、一部の保育所について民営化（民設民営）に移行していくことで財源確保を図り、円滑な施設整備に対応していくことが望まれるといえる。

## ③公立・私立別にみた運営経費・人件費等の比較

認可保育所（公立・私立）の運営経費は、公費負担と徴収基準額の合計額が基本的にその原資となっている。公費負担分（内訳⇒国庫負担率：50%、県負担率：25%、市町村負担率：25%）は、「保育単価（運営費支弁総額）」と呼ばれる最低基準を満たすため、支出額から徴収基準額を引いた残りの金額となっている。（なお、先にみた様に、国の進める三位一体改革により、平成16年度より公立保育所の運営費負担金は一般財源化されている。）

認可保育所運営の原資である“公費負担と徴収基準額を合計した金額”は、「国基準支弁

額」と呼ばれ、保育所経費の合計に相当するものとされている。しかしながら、公立保育所ではその性格上、最低基準を上回る人員配置（非常勤含む）を行っており、加えて、正規職員については、勤続年数に応じて給与が決まることから「国基準支弁額」だけでは不足がちとなる。そのため、市町村持ち出し分として一般会計からの補填が行われている状況にある。これに対し、私立保育所に対しては、市町村が持ち出しを行う必要がなく、企業努力により経費削減が図られている状況にある。

こうした保育行政をめぐる潮流・背景を受け、本村では「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」等で検討を行い、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において村立保育所民営化の方向性を打ち出している。

## 2) 保育所民営化の目的

前述の背景を踏まえ、以下に今帰仁村における保育所民営化の主な目的を整理する。

### ①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざす。

### ②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化（民設民営）による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていく。

### ③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていく。

## (2) 今帰仁村保育所民営化の方針

民営化にあたっての基本的な考え方を以下に整理する。

### 1) 民営化対象施設

既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所を閉園し、新規に非現地に民営化対象施設を整備していくものとする。(ただし、中央保育所については、認定こども園の開園に合わせて閉園する。)

民設民営保育所の整備予定地は以下の2箇所とする。

- ①村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）
- ②村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

### 2) 民営化の形態

民営化には、「移管」と「委託」という2種類の形態があり、どちらも所長以下の正規保育士全員が現在の職員から交代することとなる。

#### ・移管（＝民設民営化）：

通常、土地を無償貸与し、建物・備品を有償譲渡して完全に法人認可園等になる事を意味する。建物が有償譲渡であることから、築年数が浅い保育園や立て直して新築にしてからの有償譲渡となる場合が多い。

※なお、規制改革委員会では、土地・建物を有償で貸すように提言している。

ただし、移管の手法には「現状移管」と「建替移管」があり、建物の状況により有償譲渡が難しい場合には「建替移管」となる。

#### ①現状移管

一般的な現状移管の例…移管後、一定期間の使用が可能な保育所について、土地を貸し付け、建物を現状のまま譲渡し、民間法人への移管を行う。移管後の建替えについては、民間法人の建替え手法に準じる。

#### ②建替移管

一般的な建替移管の例…建築後相当年を経過し、老朽化が著しく大規模な改修をしなければ使用が困難な保育所を対象に、建替えを伴う移管を行うものであり、土地は有償貸与、建物については民間による建替えとし、民間法人への移管を行う。

#### ・委託（＝公設民営化）：

公立保育所のまま、運営を社会福祉法人や学校法人、企業、NPO法人などに委託して保育所を運営してもらう事をいう。すなわち土地・建物などのハードウェア部分を行政が担当し、保育・給食などのソフトウェア部分を委託先が担当することを意味する。

本村の民営化の場合、移管（民設民営化）による民営化とし、「建替移管」を行っていくものとする。建替移管には現地建替えと代替地に建替えするケースがあるが、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備を行う事とし、施設の整備は民間が行うものとする。（新たな施設用地に既存建物がある場合は、村で財産処分手続きを行った後、移管先で除却対応し、

且つ新たな建物の整備を移管先が行うこととなる。) また、移管にあたり、既存の3保育所を2保育所に統合していくものとする。

なお、土地については、基本的に有償貸与とし、民営化対象施設の保育用備品は無償譲渡とする。(私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とする。)

### ■建替移管のタイプ

タイプ	内容	手順	自治体負担	民間負担
現地での建替移管	自治体が仮設用地を確保し、仮設施設建設後、既存建物を解体し、民間法人が現地に建物を新築する。	①仮設用地を確保、仮設保育所を建設	○	
		②仮設保育所へ移転	○	
		③既存保育所の解体	○	
		④保育所を現地に建設		○
		⑤新保育所に移転	○	
		⑥仮設保育所の撤去	○	
代替地への建替移管	自治体が代替地を確保し、民間法人が建物を新築する。	①代替地確保	○	
		②既存建物の解体(既存建物がある場合)	(○)	
		③代替地に保育所を建設		○
		④新保育所に移転	○	
		⑤既存保育所の解体	○	

### 3) 村立保育所職員の対応

村立保育所職員については、新たに整備される認定こども園等で受け止めていくものとする。

### 4) 保護者への対応

全国的に保育所民営化が進められている状況にあるが、保育所の民営化については、以下のような誤解も多く生じている。

#### ○民営化により、認可外保育施設になるという誤解：

- ・最も多い誤解として、認可外保育所と認可保育所を混同しているケースが見受けられる。認可保育所には公立保育所と私立保育所があり、どちらも国の基準に基づいて整備されているものであり、認可外保育施設とは異なるものである。
- ・認可保育所の入所は、公立保育所・私立保育所の別なく市町村が保育の必要性等を勘案して決定するものであり、運営主体が公共か民間かといった違いがあるだけである。

#### ○保育の質が低下するという誤解：

- ・民営化により保育士の配置が少なくなるという誤解がみられるが、保育士の配置は厚生労働省令により定められており、公立保育所・私立保育所の別なく遵守が義務付けられている。また、現村立保育所は厳しい財政状況の中で正職員の割合が極端に少ない状況にあるが、民営化によりスタッフの充実が見込まれる。

- ・認可にあたっては、施設や園庭の広さについても児童福祉施設最低基準で定められた基準をクリアしなければならないが、満2歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとなっている。(これに代わるべき公園・広場等が付近にある場合、これを屋外遊戯場に代えることも認められている。) このように、公立保育所・私立保育所の別なく、同条件のもとで施設整備や屋外での遊びに充分配慮されたものとなる。
- ・また、給食の質の低下に対する懸念もみられるが、認可保育所の給食は国が定めた食事摂取基準に準じるものとなっており、保育所における栄養給与目標は同等である。

#### ○保育料が高くなるという誤解：

- ・民営化により、保育料が高くなることを危惧するケースもみられるが、認可保育所の保育料は保護者の前年の所得額から算定されており、公立保育所・私立保育所の別なく、同一の条件で保育料が課せられることになる。

今帰仁村で実施する保育所民営化は、単に財政的な側面だけでなく保育サービスの向上につながるものとして取組んでいくものである。しかしながら、保護者や地域にとっては不安も大きいと思われることから、今後、不安や誤解の解消に向けた対話を行うとともに、村立保育所をめぐる状況や民営化の目的を丁寧に伝えていくものとする。

#### 5) 第三者機関の設置等

平成14年4月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づいた適切な対応実施を担保していくためにも、今後において第三者評価等の積極的な受審に努めていくものとする。

さらに、各保育所の保育内容等、保護者が保育所を選択する際の判断材料となる情報や評価結果の公開を実施していくことで、保護者が適切な選択を行い、事業者のサービスの質の向上にもつなげていくものとする。

### (3) 対象施設の現状と民営化後の施設概要

#### 1) 民営化対象施設

民営化の対象となる保育所は以下の3保育所となっている。何れも昭和40年代～50年代にかけて建築されたものであり、老朽化が進んでいる。

#### ■対象となる保育所の概要（平成27年4月1日現在）

保育所名・所在地	定員数	在籍者数	入所年齢	建築年	備考
仲尾次保育所 今帰仁村字仲尾次 684	60	69	0～4歳	昭和47年6月	障がい児保育実施
中央保育所 今帰仁村字平敷 295	60	71	0～4歳	昭和50年6月	〃
仲宗根保育所 今帰仁村字仲宗根 440-1	70	76	0～4歳	昭和55年3月	〃

#### 2) 民営化後の施設概要

##### ①年齢別定員数の設定

定員については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討の際の想定を参考にしつつ、教育・保育提供施設全体の年齢別定員設定のバランスも勘案し、民営化後の0～5歳児の定員数を以下の様に仮定する。

※「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討にあたっては、各施設の年齢別定員は詳細に検討されていない。そのため、保育ニーズの現状に合わせて定員数の微調整を行っているが、現段階ではあくまで仮定値とし、保育所整備に際して再度検討していくものとする。

#### ■年齢別定員の想定（平成31年度見込み）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
量の見込み	39	69	70	96	96	100	470	子ども・子育て支援事業計画をベースに、H31の定員を年齢ごとに仮設定

1・2歳児…139      3・4・5歳児…292

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
認定こども園(幼保連携型)	12	24	25	37	37	37	172	前述の認定こども園の定員設定値
保育所	今帰仁保育所	6	15	15	17	17	20	村提供資料より
	(仮称)あめそこ保育園	6	12	12	20	20	20	
	(仮称)かねし保育園	6	12	12	20	20	20	
特定地域型 保育事業	小規模保育所	6	6	7			19	村提供資料より
	事業所内保育所	3	3	3			9	村提供資料より
合計	39	72	74	94	94	97	470	

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
量の見込みと確保方策の差	0	-3	-4	2	2	3	0	



②年齢別定員数を踏まえた施設規模の想定

法令等に基づき、各施設の利用定員等による面積基準を整理する。

なお、ここでの設定はあくまで前述した年齢別定員設定に基づくものであるとともに、施設規模の最低基準を示すものである。

**ア. (仮称) あめそこ保育園**

**【立地場所】**

- ・村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）

**【乳児室・ほふく室・保育室の面積】**

乳児室 (0・1歳児室)	人数	6名
	面積基準	$6 \times 3.3 = 19.8 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (0・1歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 1.98 = 23.76 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (3歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (4歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (5歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	90名
	面積基準	$201.96 \text{ m}^2$ 以上

**【屋外遊戯場の面積】**

園児数 ※満2歳児以上	人数	72名
	面積基準	$72 \times 3.3 = 237.6 \text{ m}^2$ 以上

## イ. (仮称) かねし保育園

### 【立地場所】

・ 村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

### 【乳児室・ほふく室・保育室の面積】

乳児室 (0・1歳児室)	人数	6名
	面積基準	$6 \times 3.3 = 19.8 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (0・1歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 1.98 = 23.76 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (3歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (4歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (5歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	90名
	面積基準	$201.96 \text{ m}^2$ 以上

### 【屋外遊戯場の面積】

園児数 ※満2歳児以上	人数	72名
	面積基準	$72 \times 3.3 = 237.6 \text{ m}^2$ 以上

## (4) 民営化の進め方とスケジュール

### 1) 前提条件の整理

スケジュールを検討するにあたっては、以下の条件のもとに進めることとする。

#### <民営化の前提条件>

- ・現村立保育所3園のうち2園と1園の一部を民営化により2園に統合し、代替地への建替移管を行っていくものとする。ただし、既存保育所の解体については、公立認定こども園の開園後に1園を解体していくものとする。
- ・民営化の実施による新たな認可保育所を平成30年度（平成30年4月）から開所するものとし、具体的な民営化までの準備期間を2年間置くこととする。
- ・準備期間においては、保護者等説明会の開催、現場職員との調整、移管先の公募、選考委員会等による移管先事業者の選定等を行うものとする。

### 2) 民営化に向けたスケジュール等の設定

#### ①民営化スケジュール（案）

前述の内容を踏まえ、民営化のスケジュールを以下の通りとする。

- ・平成28年4月より移管先事業者の公募を開始し、平成28年度に移管先を決定、県との調整や各種手続き、引継ぎ準備等を行い、平成30年度より民営化による保育所を開所する。
- ・また、事業者選定後に保護者・事業者・村の三者による三者協議会を設置するとともに、平成27年度に引き続き、平成28年度にも保護者等を対象とした説明会を実施するなど、保護者の意見や要望に配慮を行っていくものとする。

	今帰仁村	事業者
平成27年度	・民営化方針等の決定：3月 (民営化指針、民営化ガイドラインの策定)	
平成28年度	・運営事業者選定委員会設置：4月 ・事業者公募（2園）：4月末 ・事業者選定：8月 ・三者協議会設置：9月 ・保護者等説明会実施：9月 ・県との調整：9月～ ・用地提供（村有地借地）：10月	・応募：事業計画、必要書類等の提出 (平成28年4月末～平成28年6月) ・三者協議会への参画 ・保護者等説明会への参加：9月 ・実施設計（事業者による）：9月 ・移行計画の策定：3月
平成29年度	・補助金申請：4月 ・引継保育等への対応：10月～3月	・造成工事：4月～ ・建築工事：6月～ ・準備期間：4月～3月 ・引継保育への対応：10月～3月
平成30年度	・既存保育所の解体※（2園）：4月以降	・私立認可保育園開所（2園）：4月

※既存保育所の解体については、公立認定こども園の開園後に残り1園を解体していくものとする。

## ②移管先団体の選定方法・選定基準の設定

民営化にあたっては、応募提案型公募方式により移管先事業者の決定を行うものとする。  
ここでは、応募資格や選定方法等について示すものとする。

### 【応募者の資格等要件】

保育の質の維持・向上ができる事業者を選定するため、応募者は次の各号のすべてを満たしていることを資格要件とする。

- 平成30年4月1日までに開園できるものであり、応募時点で沖縄県内にて設立されている社会福祉法人か学校法人、もしくは補助金申請時点までに社会福祉法人資格を取得できる者であること。
- 保育所を安定的に運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有しているもの。
- 移管後の入所園児の処遇が健全に行えるもの。
- 関係法令、通知などを遵守し、村の指導に従うことのできるもの。
- 村の保育行政をよく理解し、積極的に協力できる事業者で、自ら保育所運営が行えるもの。

### 【移管先事業者の選定方法・選定基準（選定の視点）】

- 外部委員を含む選定委員会を設置し、審査を応募提案の審査を行う。
- 選定委員会の会議は非公開とするが、選定事業者名及び選定理由は公表する。
- 選定委員は学識経験者を含む7名程度とする。
- 選定要領は選定委員会で協議して定めるものとし非公開とする。
- なお、主な選定基準（審査の視点）として、以下のものを想定する。
  - ・事業者が応募資格を満たしているか。
  - ・事業者の理念および保育理念が妥当若しくは優れたものであるか。
  - ・民営化対象保育所の引き受けが可能であるか。
  - ・移管後の保育の質の確保、向上が可能であるか。
  - ・公募条件の遵守が可能であるか。
  - ・職員配置計画が妥当であるか。
  - ・延長保育や障がい児保育等の実施が可能であるか。
  - ・事業を安定的に継続することが可能であるか。
  - ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・村と協力しながらより良い保育を目指す姿勢があるか。
  - ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
  - ・地域に対する貢献意欲や実績があるか。
- その他、詳細は移管事業者募集要綱で定める。
- 選定後において、選定された事業者を設置運営移管の最優先交渉権者とし、移管後の事業内容等について村と詳細を協議していくものとする。

## (5) 村立保育所民営化指針及び村立保育所民営化ガイドライン

### 1) 村立保育所民営化指針

前述までの内容を踏まえ、以下に「今帰仁村立保育所民営化指針」を示す。

#### 1. 本指針策定の目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきました。そうした中、保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、共働き家庭の増加や就労形態の多様化等により、保育を必要とする子どもが増加するとともに、保護者が求める保育ニーズも多様化しています。

今帰仁村では、平成 27 年 3 月に「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村 ～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～」を計画の目標像とし、安心して子育てができ、子どもがいきいきと育つことのできるよう、子育て環境の充実に努めているところです。そうした中、高齢者の増加や生産年齢人口の減少、景気の低迷等に伴い、本村の財政は社会保障関係費の増大がみられ、今後より一層健全な財政運営をめざしていくことが求められています。

一方、福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービス全体が措置制度から民間契約へと大きく変化する中、公立保育所をめぐる状況は大きな変化をみせています。また、平成 16 年度より公立保育所への国・県負担金が廃止（一般財源化）されていることから、保育料以外は基本的に一般財源で賄っており、公立保育所運営においては一般財源の持ち出しによる補填が大きい状況にあります。財政状況が逼迫する中において、かつての国庫負担金に相当するだけの予算を配分することが難しくなっており、将来にわたって村立保育所運営に十分な予算を担保していくことが困難な状況にあると言えます。さらに、三位一体改革により、公立保育所の施設整備について平成 18 年度より補助金・交付金が見直されており、国庫補助協議の対象とならなくなり、地方交付税措置となっています。

このような状況下において、今帰仁村では、幼稚園・保育所ともに施設の老朽化が問題となっており、施設更新にあたっての財政面の課題も見受けられます。そうした中、子ども・子育て支援新制度に対応した就学前児童の今後の教育・保育のあり方について検討を行うとともに、重要な役割を担う幼稚園・保育所整備の方向性を検討するため、平成 25 年 4 月に「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」を立ち上げて協議を重ねるとともに、「子ども・子育て協議会」においても多面的な角度から教育・保育施設のあり方を検討してきました。こうした検討を踏まえ、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において、認定こども園の整備と公立保育所の民営化の方向性を位置づけています。

この指針は、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」で示された公立保育園の民営化について再度検証し、検証から導き出された結果を踏まえ、今帰仁村における今後の保育所民営化の方向性を定めたものです。

## 2. 民営化にあたっての基本的な考え方

民営化を進めるにあたっては、子どもの最善の利益を考慮して取組みを進めていくものとし、保育の質の向上やサービスの充実を目指していくものとします。また、保護者等に対する積極的な情報提供を行い、民営化に対する不安解消を図っていくものとします。なお、民営化によって創出した財源については、子育て支援に資するサービスに積極的に活用していきます。

## 3. 民営化の目的

民営化は以下の目的で進めていくものとします。

### ①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざします。

### ②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化(民設民営)による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていきます。

### ③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていきます。

## 4. 民営化対象保育所の選定

村内の公立保育所は、今帰仁保育所を除き昭和40～50年代に建築されたもので老朽化がみられます。国においては、認可保育所の新設や改築といった施設整備に関して、平成18年度より公立保育所についての補助制度を廃止し、私立保育園のみの制度としています。そのため、これまでの今帰仁保育所の建替えについても基本的に国からの補助は無く、基金の取り崩しや起債(借金)により財源を賅ってきました。今後、村内の公立保育所を従来通り公立保育所のまま建替える場合、同様に基金の取り崩しや起債に頼らざるを得ない状況です。

一方で、既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所は、何れも相当程度老朽化が進んでおり、早急に建替えが必要な状況にあります。しかしながら、現位置で建替えを行うためには、仮移転が必要となり、園児への負担が懸念されます。また、並行して整備が行われる村立認定こども園との立地バランスや将来の少子化を見込んだ場合、保育所の統合も求められます。

したがって、既存の中央保育所を認定こども園に統合し、残る仲尾次保育所と仲宗根保育所について民営化を図っていくものとし、施設の統合を図りつつ、新規に非現地に民営化対象施設（2園）を整備していくものとしします。

## 5. 設置・運営、事業者及び民営化開始時期

民営化の手法は、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政効果等を考慮し、民設民営方式（移管）によるものとしします。また、移管にあたり、既存の3保育所のうち、2園と1園の一部を2保育所に統合していくことから、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備を行うこととし、施設の整備は民間が行うものとしします。土地については、基本的に有償貸与としていきます。（私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与としします。）

設置・運営主体は、認可保育所の運営実績のある事業者としていきます。

また、在園児への配慮のため、十分な引継ぎ保育を実施していく必要があることから、民営化の開始時期は平成30年度としします。

## 6. 村の責務

村は、事業者選定後、保護者・事業者・村の三者による三者協議会を設置します。この三者協議会において、保護者等の意見・要望を取りまとめ、引継ぎ保育の具体的内容を含む移行計画の策定に反映させていきます。

また、村は引継ぎが移行計画通りに実施されているか進行管理を行い、問題等が発生した場合は村が責任を持って必要な改善及び指導を行っていくものとしします。なお、三者協議会は民営化移行後も一定期間継続し、問題が発生した場合には、村が解決に向けて努力します。

選定事業者に対しては、協議の継続を義務づけるほか、公募条件や三者協議で約束した事項の履行を遵守させます。

## 2) 村立保育所民営化ガイドライン

前述までの内容を踏まえ、以下に「今帰仁村立保育所民営化ガイドライン」を示す。

### 1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、「今帰仁村立保育所民営化指針」に基づき、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所（以下「民営化対象保育所」という。）の民営化に関する基本的なルール・基準を定め、村民、事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

### 2. 民営化移行時期

民営化対象保育所の民営化移行時期は以下の通りです。

- ・平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月      引継保育実施
- ・平成 30 年 4 月～                              民営化移行

### 3. 民営化の形態及び設置・運営主体

民営化の形態は、経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果等を考慮し、民設民営方式（移管）によるものとします。また、移管にあたり、既存の3保育所のうち、2園と1園の一部を2保育所に統合していくものとします。そのため、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備（代替地への建替え移管）を行うこととします。

施設の整備は民間が行うものとし、施設整備に対しての補助を行います。

土地については、基本的に有償貸与としていきます。（私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とします。）

	内容	手順	村負担	民間負担
代替地への 建替移管	自治体が代替地を確保し、民間法人が建物を新築する。	①代替地確保	○	
		②既存建物の解体（既存建物がある場合）	(○)	
		③代替地に保育所を建設		○
		④新保育所に移転	○	
		⑤既存保育所の解体	○	

また、設置・運営主体は、平成 30 年 4 月 1 日までに開園できるものであり、応募時点で沖縄県内にて設立されている社会福祉法人か学校法人、もしくは補助金申請時点までに社会福祉法人資格を取得できる事業者とします。

より適切な事業者を確保していくためにも、公募により選定していくものとします。公募の期間は2ヶ月程度とします。

### 4. 運営条件

民営化後の保育所の運営主体には、次の条件を付します。



### (1) 関係法令等の遵守

関係法令を遵守し、村の指導に従うこと。

### (2) 実施保育事業

- ①通常の保育時間は、午前7時30分～午後6時30分までとする。
- ②休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とすること。
- ③移管時から最低限午後7時までの延長保育と、一時保育を実施すること。
- ④給食は施設内調理とすること。また、給食・保健・衛生に関する国の通知等を遵守し、衛生面、栄養面等必要な注意を果たすとともに、食物アレルギー対応を行うこと。特色ある給食を提供するため栄養士を配置していくか、もしくは村の認定こども園に合わせた給食を提供すること。
- ⑤原則として、特別な配慮や支援を必要とする児童及び障害のある児童を受け入れること。
- ⑥園庭開放や育児相談への対応を行うなど、地域における子育て支援に努めること。
- ⑦村内の事業所内保育所や小規模保育事業所の連携施設としての役割を担うこと。

### (3) 職員配置

- ①「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における職員配置基準を最低条件とする。また、保育士の保育経験及び年齢構成に十分に配慮すること。
- ②園長は常勤とし、児童福祉に熱意のあるものとする。また、園長及び主任保育士は、幹部職員として能力と経験を有するものであること。
- ③保育士等の勤務環境にも十分配慮すること。また、職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- ④民営化対象園を含む村立保育所に勤務していた嘱託職員・臨時職員の積極的な雇用に努めること。

## 5. 移管先事業者の選定

移管先事業者の選定にあたっては、応募提案を審査選定するための「移管先法人選定委員会」を設置します。選定委員は、副村長、学識経験者、対象保育所の保護者代表等のうちから7名程度を選任します。

選考要領は移管先法人選定委員会で協議して定めます。選定委員会が選考会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーションや、選定委員によるヒアリングを実施します。なお、選考要領やプレゼンテーションは原則非公開とします。移管先法人選定委員会は、事業者を審査・選考し、結果を村長に報告します。

選定後において、選定された事業者を設置運営移管の最優先交渉権者とし、移管後の事業内容等について村と詳細を協議していきます。

なお、移管先事業者の審査には、以下のような項目を重視していくものとし、移管先事業者の選考基準については選定委員会で定めます。

#### 【項目例】

- ・事業者が応募資格を満たしているか。
- ・事業者の理念および保育理念が妥当若しくは優れたものであるか。
- ・民営化対象保育所の引き受けが可能であるか。
- ・移管後の保育の質の確保や向上が可能であるか。
- ・公募条件の遵守が可能であるか。
- ・職員配置計画が妥当であるか。
- ・延長保育や障がい児保育等の実施が可能であるか。
- ・事業を安定的に継続することが可能であるか。
- ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・村と協力しながらより良い保育を目指す姿勢があるか。
- ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
- ・地域に対する貢献意欲や実績があるか。

### 6. 三者協議会と移行準備期間

民間移行が円滑に進むよう、保護者・事業者・今帰仁村の三者による協議会を設置します。また、民営化実施まで十分な移行準備期間を確保するとともに、移行計画を策定し、保護者の理解が深められるよう、配慮していきます。

#### （１）保護者・事業者・今帰仁村の三者による協議会の設置

- ①保護者・事業者職員・今帰仁村の信頼関係が大切なことから、移行日の前々年度に三者協議会を設置します。
- ②事業者職員と対象園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意思統一を行うため交流機会を設けます。

#### （２）移行までの準備期間と移行計画の策定

- ①移行のための準備期間を１年程度確保します。
- ②移行のための移行計画を策定し、運営事業者の引き継ぎの体制づくりや保護者の理解が深められるよう進めていきます。
- ③保護者の意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。

#### （３）引継保育

- ①移行の際には、保育士等の職員の入れ替えによる保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にするよう対応します。そのため、段階的に事業者の職員を配置し、子どもたちが新しい保育士に慣れることができるよう、民営化対象保育所の保育士と事業者保育士が合同で保育にあたる期間を設定します。
- ②引継保育の期間は、６カ月程度とし、保護者・事業者・今帰仁村の協議により合同保育の方法を決定します。
- ③引継保育期間中の事業者の費用等については、今帰仁村と事業者で協議し、委託契約を締結し対応します。

#### (4) 移行準備期間・民営化移行後における進行管理

引継保育の実施期間中及び民営化移行後の一定期間においても三者協議会の設置を継続します。この機関における三者協議会の役割は、移行計画通りに引継ぎが進捗しているか、現場に混乱はみられないか、混乱が認められた場合の解決策の検討等について話し合い、決定していきます。

#### (5) 三者協議会の解散

民営化移行後の相当程度の期間、安定的な運営が続き、運営事業者の自主的運営に委ねることができると三者協議会で同意が得られた場合、三者協議会を解散します。

### 7. 民営化の評価

民営化移行後における保育内容について、今帰仁村が保護者アンケートを実施し、事業者の運営状況を評価します。また、平成14年4月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づいた適切な対応実施を担保していくため、第三者評価等の積極的な受審に努めていくものとし、第三者の視点により民営化園の評価を行います。

さらに、この評価や各保育所の保育内容等は、インターネット等で広く公開するものとし、運営の効率化の効果など民営化に関わる情報についても開示します。

